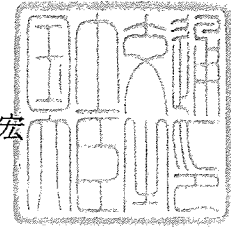


# 認 定 書

国住指第 318 号  
平成 25 年 5 月 29 日

吉野石膏株式会社  
取締役社長 須藤 永一郎 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 1 条第五号及び第 108 条の 2 第一号から第三号まで（準不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
QM-0752
2. 認定をした構造方法等の名称  
合成樹脂塗装／両面ボード用原紙張／せっこう板
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別 添

1. 材料名

合成樹脂塗装／両面ボード用原紙張／せっこう板

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑またはエンボス
厚さ	9.5 (±0.95) mm
質量	4.56 (-0.46) ~ 4.66 (+0.46) kg/m <sup>2</sup>
含水率	3%以下

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様
合成樹脂塗装	質量100g/m <sup>2</sup> 以下 合成樹脂塗料：以下の①または②のいずれかとする。 ①アクリル樹脂系塗料：質量100g/m <sup>2</sup> （固形量）以下 アクリル系樹脂 21質量%以下 無機質系顔料（炭酸カルシウム、酸化チタン等） 79質量%以上 ②酢酸ビニル樹脂系塗料：質量100g/m <sup>2</sup> （固形量）以下 酢酸ビニル系樹脂 20質量%以下 無機質系顔料（炭酸カルシウム、酸化チタン等） 80質量%以上

つづく

つづき

両面ボード用原紙張／せっこう板	厚さ9.5 (±0.95) mm 質量4.56 (±0.46) kg/m <sup>2</sup> かさ比重0.48 (±0.05)
	ボード用原紙： 厚さ0.15 (-0.02) ~0.35 (+0.04) mm 質量100 (-10) ~230 (+23) g/m <sup>2</sup> [紙パルプ 97.0質量%以上 有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系, アゾ系等) 3.0質量%以下]
せっこう板：	厚さ8.8 (-0.88) ~9.2 (+0.92) mm 質量4.13 (-0.41) ~4.36 (+0.44) kg/m <sup>2</sup> [二水石膏 94.5質量%以上 有機質系接着補助剤 (でんぷん系) 3.2質量%以下 有機質系分散剤 (ポリカルボン酸系、メラミン系、ナフタレン系、リン酸系) 0.4質量%以下 有機質系発泡剤 (アニオン系界面活性剤) 0.1質量%以下 有機質系添加剤 (アミノ系) 0.5質量%以下 無機質系添加剤 (リン酸系) 0~0.3質量% 無機質系繊維 (ガラス系) 0~1.0質量%]
	ボード用原紙： 厚さ0.15 (-0.02) ~0.35 (+0.04) mm 質量100 (-10) ~200 (+20) g/m <sup>2</sup> [紙パルプ 97.0質量%以上 有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系, アゾ系等) 3.0質量%以下]

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1に示す。

単位mm

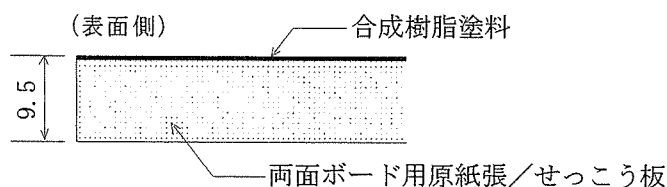


図1 断面図